

水道管の防寒対策・凍結防止

ますます冷え込みが厳しい季節になりました。水道管の防寒対策はお済みですか？

○外にある水道管は必ず防寒対策を

外にある水道管（蛇口、配管）は、布や毛布などを巻いて防寒しましょう。なお、布や毛布が濡れないようビニールテープなどを巻いてください。さらにダンボール等ですっぽりかぶせると効果があります。

○トイレや洗面所も防寒が必要です

屋内でもトイレや洗面所の水道管は、凍結や破裂がしやすい場所です。気をつけましょう。

○凍結予防として、蛇口から少量の水を出しておく

蛇口から少量の水（箸の太さくらい）を出しておくのも凍結防止に有効な手段です。

※お風呂の浴槽などに溜めるようにして、有効活用しましょう。

○メーターボックスの中も防寒を

使用しなくなった梱包用発泡スチロールや布をビニール袋に入れ、地下式メーターボックス内に入れてください。

※必ずメーターが見えるようにしてください。

○凍結してしまったら

自然に解けるのを待つか、凍った部分にタオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。

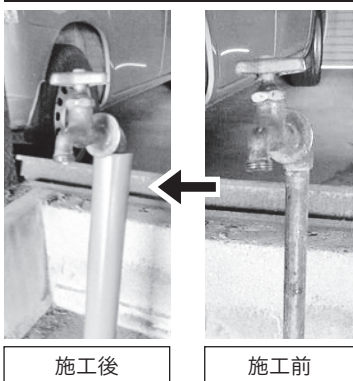
お知らせ

※熱湯をかけると水道管や蛇口が破裂することがあります。

○もし破裂してしまったら

メーターボックス内の止水栓を閉め、市指定水道工事に修理を依頼してください。市指定水道工事は、市民利便帳または、市ホームページに掲載しています。

（例）水道管の防寒施工



問い合わせ 水道課 ☎75-3003

ごぞんじですか？

『本人通知制度』とは？

住民票の写しや戸籍を、委任状を持参した代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録いただいた人に交付の事実をお知らせする制度で、平成27年1月から行っています。

利用には、事前の登録が必要です。希望される人は、市民生活課窓口係に申し込みください。

登録の有効期間は「登録の日か

『本人通知制度』

ら3年間」です。すでに登録をされている人は、忘れずに更新手続きを行ってください（更新は有効期間満了の1か月前から行えます）

【申請・更新方法】

「多久市本人通知制度登録申込書」に必要事項を記入し、写真付きの本人確認書類とともに窓口へ提出してください（郵送可）
※代理人が申し込む場合は、委任状が必要です。

介護保険料の納付確認書を

1月下旬に送付します

65歳以上の人が、平成29年中に納めた介護保険料は、平成29年分所得税確定申告や平成30年度市（町）県民税申告の際、社会保険料控除の対象となります。

○納付書、口座振替で納めていた人、および障害年金、遺族年金から天引きで納めていた人

納めた介護保険料の納付確認書を、佐賀中部広域連合から1月下旬に郵送します。

また、年の途中で特別徴収が開始された人なども、納付確認書を

送付させていただきます。
早めに必要な場合は、直接問い合わせください。

○障害年金、遺族年金以外の年金から特別徴収（年金天引き）のみで納めていた人

日本年金機構や共済組合等から送付される「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていますので、そちらをお使いください。

※申告に関する問い合わせは、税務署または各市町の税務担当へ。

問い合わせ 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033
佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135

申し込み・問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116